

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年1月27日（令和2年（行情）諮問第35号）

答申日：令和3年7月19日（令和3年度（行情）答申第153号）

事件名：労災事故の審査請求に対する特定の決定書の審査資料の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁がその一部を不開示とすべきとしていることについては、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月13日付け大開第1-89号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

労災事故の原因調査のため必要な資料について本件開示請求を行った。請求した文書は6点あり、いずれも労災請求の審査請求人の個人情報に関わるものではなく、労災事故についての化学物質の影響に関する建物、濃度、実験、専門家の評価等を記したものである。

特に第12号証及び第13号証は、製品（接着剤）の組成や公的機関による実験結果であり、個人情報とは無縁である。

（2）意見書

ア 本件開示請求に至った理由

私は、有毒化学物質イソシアネートによる健康影響・被害について調査研究している元新聞記者で、医療事故や各種事故の取材経験があり、大学・大学院で化学工学を専攻し、科学的知識を有している。調査過程で今回の労災事故の被害者や支援労組関係者に取材し、労災不

支給決定の根拠を知るため、本件開示請求を行った。

当該労災事故では、特定市立図書館の床じゅうたんの張替工事の直後から司書5人全員が様々な体調不良を訴え、休職や復職・退職を繰り返すなどして現在に至っている。化学物質に過敏な症状が残ったため、労災請求の不支給決定に対し、市職組の支援で全員が裁判を起こした。結果は敗訴だったが、現在も体調不良に苦しんでいる。私は今回の事故を含め多くの事例を取材しており、5人の不支給の根拠等について、労災請求の審査請求書や裁判資料を分析したが、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）が不支給決定の根拠とした証拠資料が未公開のため、開示請求した。

以下、諮問庁の理由説明書（下記第3の3）の各項目（特定及び不開示情報該当性）について述べる。

イ 本件対象文書の特定について

本件対象文書を特定したことに、特に意見はない。

ウ 法5条1号該当性について

（ア）文書1①及び6①を、氏名や印影等の個人情報に当たるとして、不開示とすることに異論はない。

（イ）文書1③及び6②の不開示については、受け入れられない。

文書1③については、本件対象文書に係る特定監督署の決定書（以下「本件決定書」という。）の「認定した事実」に調査結果復命書の要旨の記載があるが、具体的内容は不明である。労災請求が却下され、被害者は健康と財産上の不利益を被った。法5条1号ただし書口又はハに該当すると考え、開示を求める。

文書6②については、本件決定書特定頁に特定大学A特定学医師の意見書の要旨の記載がある。専門家の判断・意見が尊重される理由は、個人的な感想ではなく、それまでの国内外の学問的な成果や背景を基に客観的な判断がされているからである。当該意見書では、以下に述べる「MSDS及び組成表」並びに「実験報告書」の具体的な評価も行っており、当該労災事故の不支給決定の根拠となっている。被害者らの健康と財産上の不利益に関わり、法5条1号ただし書口に該当するので、開示を求める。5人の裁判では、大阪労働局及び公務災害を扱う特定団体Aに特定大学B特定教授が提出した意見書（添付資料1）が公開されており、特定大学Aの医師の意見書を不開示とする理由はなく、全文開示を求める。

エ 法5条2号イ該当性について

（ア）文書4①及び5①の不開示について、異論はない。

（イ）文書1②及び④、3、4②並びに5②については、開示を求める。

文書1②及び④は、調査結果復命書の内容に関わっており、上記と

同様の理由（法5条2号本文ただし書該当）により、開示を求める。

文書3は、測定業者名を不開示とすれば不利益にならないので、開示を求める。被害者5人の健康影響の判断を左右した測定結果であり、測定結果を出すことは業者の当然の責任と考える。

文書4②は、MSDSの具体的な内容である。MSDS（製品安全データシート、現在はSDSと名称変更）には、化学製品の成分や毒性、災害時の対処方法等を明記する義務があり、厚生労働省など国では「労働者の健康被害を防止する判断資料として必要」として公表を義務付けている。どのメーカーも問合せに対して回答するのが常識である。消費者庁が扱った事故についての情報を開示請求した際にも、企業名を伏せて、事故を起こした製品のSDS（安全データシート）が開示されている（添付資料2）。

文書5②は、本件決定書特定頁に「特定団体B特定センターの長が作成した実験報告書」の要旨の記載がある。この報告書は、上記特定大学Aの医師の意見書において、じゅうたん張替工事で使われた接着剤特定製品に含有されるジフェニルメタンジイソシアネート（MDI）の影響を否定する根拠として採用されている。

当該報告書では、「特定製品を入れた密閉デシケータ内の空気からMDIは認められず。推測は不可能」としている。この測定について、特定大学Aの医師は「ばく露チャンバー内の放出試験」（本件決定書特定頁）と記載しているが、デシケータを使う試験方法は簡易なやり方であり、ばく露チャンバーとは全く異なる。正式な方法でやらなければ、誤った結果どころか、検出すら不可能となる。湿度や温度を正しく設定し、清浄な空気を送り込んで一定時間の放散をさせてから空気を捕集し、液体クロマトグラフなどの分析器にかけ、濃度測定するのであり、検出できなかったとする今回の実験が、どのような装置でどのような方法で測定されたのかは極めて重要である。実験方法や結果の開示を求められれば、隠さず公表することは、すべての研究者にとって常識である（私も学生時代、実験ノートを記録し、質問に答えられるようにした）。この常識が守られず、裏付け資料が不十分として、捏造・盗用の疑いで取り消された論文の例は数多い。厚生労働省所管の国立医薬品食品衛生研究所にイソシアネート関係の研究報告書の開示請求をした際も、試験方法を始め、試験商品の一覧表等、ほぼ全文が開示されている（添付資料3）。全文開示を求める。

オ 法5条6号柱書き該当性について

文書1③及び6②について。特定監督署調査官等に情報を提供したとみられる特定市や被害者たちはいずれも、労災の申請を認めてほし

いと上申書や意見書を積極的に提出しており、申請が却下された理由を知りたいと思っている。「不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生する」といった危惧は不要と考える。

特定の事業場等から提出された調査結果等の情報が開示されると「労災認定の調査への協力をちゅうちょさせる」としているが、労災調査に協力することは企業や国民として当然の責務であり、そのような危惧は不要と考える。

なお、本件決定書は、その結論（特定頁）において、化学物質過敏症の有無について「依然として議論の収束がみられない」としたが、厚生労働省は2009年10月、病名を国際疾病分類の中毒の項に登録している。

添付資料（資料略）

- ① 大阪労働局に提出された特定大学B特定教授の意見書の一部
- ② 消費者庁が開示した製品安全データシートの一部
- ③ 国立医薬品食品衛生研究所が開示した研究報告書の一部

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年7月12日付け（同月17日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対し処分庁が存否応答拒否の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年10月25日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件開示請求に対し、処分庁は、法8条の規定に基づき、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにせず、原処分を行ったが、諮問庁としては、本件対象文書を特定した上で、法5条各号に該当する部分を不開示とし、その余の部分については開示することが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、特定の個人が行った労災請求の審査請求に対する決定書（本件決定書）に係る関連文書の開示請求である。本件対象文書の保有の有無を答えることは、特定の個人から審査請求が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を答えることとなり、法5条1号が規定する不開示情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせると考えられたことから、処分庁は、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、同号が規定する不開示情報を開示することになるとして、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示とする原処分を行った。

しかし、本件開示請求文言（別紙に同じ）には、特定の審査請求事件に係る特定文書番号及び決定年月日が記載されているものの、特定の個人が当該事件に関係している旨の記載はなく、本件対象文書が存在しているか否かを答えることによって、本件存否情報が明らかになるとまではいえない。このため、本件開示請求に対しては、該当する文書を特定し、その不開示情報該当性について判断を行うべきものと認められる。

本件対象文書として特定した文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書6の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

(ア) 文書1①及び6①は、特定の個人の氏名、生年月日及び印影等、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものである。

当該部分は、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③及び6②には、特定監督署調査官等が行った労災請求に係る調査の内容及び特定個人から提供された労災請求人に関する情報等が含まれている。これらの情報が開示された場合、提供者が不当な干渉を受けること等が懸念され、個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

(ア) 文書4①及び5①は、特定の事業者及び団体（以下「事業者等」という。）の印影である。当該部分は、これが開示された場合、当該事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②及び④、3、4②並びに5②には、特定事業場に関する情報及び特定の事業者等が行った実験及び調査結果等の情報が含まれている。当該部分は、これが開示された場合、当該調査に係る手法等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性

文書1③及び6②には、特定監督署の調査官等が行った労災請求に係る調査内容及び労災請求人についての特定大学Aの医師の意見書の内容が含まれている。これが開示された場合、提供者が心理的に大きな影響を受け、提供者自身が把握・認識している内容について申述す

ることをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生する。

文書1②及び④、3、4②並びに5②には、特定の事業者等から提出された調査結果等の情報が含まれている。これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業者等に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、これらの情報が開示された場合、これを知った事業者等や関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなる。

このため、当該部分は、これが開示された場合、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2(1)）の中で、開示請求した文書は「いずれも労災請求の審査請求人の個人情報に関わるものではなく、当該労災事故についての化学物質の影響を記したものであり、個人情報とは無縁である」旨主張しているが、諮問庁としては、上記(1)及び(2)のとおり、本件対象文書を特定した上で、法5条各号に該当する部分を不開示とし、その余の部分については開示することが妥当であると判断したものである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件対象文書を特定した上で、法5条各号に該当する部分を不開示とし、その余の部分については開示することが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月25日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和3年2月25日 審議
- ⑤ 同年7月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行ったが、諮問庁は、原処分を変更し、本件対象文書に該当するものとして別

表の1欄に掲げる各文書を特定した上で、その一部を開示することとし、その余の部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当し不開示とすることが妥当であるとしている。

これに対して、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、諮問庁が不開示とすべきとする部分のうち、別表の2欄の通番に掲げる部分の開示を求めている。

- (2) 文書1①、4①、5①及び6①については、審査請求人が開示を求めている（上記第2の2（2）ウ（ア）及びエ（ア））ことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

また、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところによると、諮問庁として、文書4②の一部（5頁ないし14頁）であるMSDS（製品安全データシート。現在は、SDS（安全データシート））は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法及び毒物及び劇物取締法において、化学物質等を譲渡又は提供する際に、相手方への提供又は表示が義務付けられており、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないと考えることから、更に開示するとのことである。

このため、以下、諮問庁から提示された本件対象文書を確認した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番3ないし通番6

当該部分は、調査結果復命書（乙第5号証。以下「乙5証」のように略す。）、化学物質濃度測定結果等（乙11証）及び実験報告書（乙13証）に記載された調査内容、文書の標題、項目名又は添付資料名の一部並びに組成表（乙12証）の記載の一部であり、諮問庁が開示することとしている情報（上記1において更に開示するとした部分を含む。以下同じ。）と同様であるか、又はそれから推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2及び通番7

当該部分は、調査結果復命書（乙5証）及び医師意見書（乙14証）

に記載された調査目的、請求の概要、調査内容の見出し及び医師の意見の記載の一部である。

当該部分のうち通番2(2)を除く部分は、法5条1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとは認められない。その余の部分は、個人に関する情報に該当するが、同号本文に規定する特定の個人を識別することができるものに該当せず、特定の個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとも認められない。

当該部分は、諮問庁が新たに開示することとしている情報と同様であるか、又はそれから推認できる内容であると認められる。このため、当該部分は、これを公にしても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法5条1号及び6号柱書き該当性について

(ア) 通番2③c及び通番7②b

a 当該部分は、調査結果復命書(乙5証)及び医師意見書(乙14証)の一部であり、被災労働者の労災請求の概要、その勤務歴等及び症状についての記載である。

b 当該部分のうち勤務歴等の記載部分には、被災労働者の勤務場所及び勤務期間の日付並びにその職種についての具体的な記載がある。また、その余の部分には、労災請求の内容、症状の経過等の当該労災請求に関する具体的な内容が記載されている。当該部分は、本件対象文書に記載されている被災労働者の氏名等と併せてみると、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、法5条1号ただし書イ及びロに該当するとは認められない。また、被災労働者は特定市の職員であるが、当該部分はその職務の遂行に関する情報とは認められないことから、同号ただし書ハに該当するとも認められない。

c 法6条2項に基づく部分開示について検討すると、当該部分は、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には、当該被災労働者が特定されるおそれがあり、また、当該被災労働者にとって一般的に他人に知られることを忌避すべき内容等が公となり、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

d したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号柱書

きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 2 ③ d

当該部分は、調査結果復命書（乙 5 証）に記載された、特定監督署に意見を提出した医師の氏名及び所属医療機関名である。

当該部分は、それぞれ一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 6 条 2 項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当し、同条 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 2 ③ b 及び通番 7 ② a

当該部分は、調査結果復命書（乙 5 証）及び医師意見書（乙 1 4 証）のうち被災労働者の主治医及び特定監督署が依頼した医師の意見の記載であり、化学物質と本件労働災害との因果関係についての見解が述べられている。

当該部分は、これを公にすると、意見を述べる者が心理的に大きな影響を受け、自身が把握・認識している内容について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 1 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 2 及び通番 7（上記（ア）ないし（ウ）を除く。）

当該部分は、特定監督署が特定医師に意見書の提出を依頼した際の依頼事項及び調査結果復命書（乙 5 証）に記載された特定監督署の調査結果に基づく本件労働災害と化学物質との因果関係についての調査官の意見（それをまとめた「調査の結果」欄の記載を含む。）である。

当該部分は、特定監督署による労災認定に関する調査手法及びその内容に関する情報であり、これを公にすると、労働基準監督機関による労災認定の審査のための調査手法等が明らかとなり、同機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがある。

るものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ及び6号柱書き該当性について

通番1及び通番3ないし通番6は、調査結果復命書（乙5証）並びに特定の事業者等から特定監督署に提出された化学物質濃度測定結果等（乙11証）、組成表（乙12証）及び実験報告書（乙13証）の一部である。当該部分には、本件労働災害の発生現場の化学物質濃度測定結果及びその要約、調査結果復命書の添付資料名、特定団体Bによる濃度予測実験結果の概要並びに特定製品の成分組成（特定時期のもの）が記載されており、これらの者にとって一般に公にされているとはいえない情報が記載されていると認められる。

このため、これを公にすると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）ウ（イ）及びエ（イ））において、文書1③（通番2）は法5条1号に該当するとしても同号ただし書口又はハに該当し、同様に文書1②及び④（通番1及び通番3）は同条2号イに該当するとしても同号本文ただし書に該当する旨を主張しているものと解される。

しかしながら、通番1ないし通番3（上記2（1）において開示すべきと判断した部分を除く。）について、法5条2号イにより不開示を妥当と判断した部分はなく、同条1号により不開示を妥当と判断した部分（通番2の一部）の同号ただし書該当性については、上記2（2）ア（ア）及び（イ）に記載のとおりであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁がその存否を明らかにした上で、その一部を同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不

開示とすべきとしていることについては、審査請求人が開示すべきとし、
諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる
部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、
同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である
が、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも
該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象文書（本件開示請求文言に同じ）

労災事故の審査請求に対する決定書（特定文書番号，平成20年特定日）の審査資料のうち，原処分庁（特定労基署長）の提出した資料の乙第5号証（調査結果復命書），第10号証（特定部署の改修工事内容），第11号証（特定部署等の化学物質濃度測定結果等），第12号証（MSDS及び組成表），第13号証（実験報告書），第14号証（特定大学A特定学部特定学医師作成の意見書）の計6項

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び対象書名	2 諮問庁が不開示とすべきとしている部分 該当箇所	法5条各号該当性等	通番	3 2欄のうち開示すべき部分
文書復命書1 (乙第5号証)	① 1頁「整理番号」欄，決裁印日付部分，「復命年月日」欄数字部分，「氏名」欄，「性別」欄，「生年月日」欄数字部分，「住所」欄，「職種」欄，「雇入年月日」欄数字部分，「被災年月日」欄数字部分，「請求種別」欄，「受付年月日」欄数字部分	1号	-	-
	② 3頁調査内容5不開示部分，5頁添付資料一覧1ないし4及び6ないし9の不開示部分	2号イ，6号柱書き	1	3頁調査内容5の1行目見出し，5頁添付資料一覧1の全て，4の10文字目ないし最終文字，6及び7の全て，8の13文字目ないし最終文字，9の16文字目ないし最終文字
	③ a 1頁「調査目的」欄，「調査の結果」欄，4頁「調査官意見」 ③ b 2頁及び3頁の調査内容3，4頁調査内容8（③b及び③cを除く。） ③ c 1頁「請求の概要」欄，2頁調査内容1及び2の全て，2頁及び3頁の調査内容3の3行目ないし6行目 ③ d 2頁調査内容3の2行目，4頁調査内容8の2行目	1号，6号柱書き	2	(1) 1頁「調査目的」欄，「請求の概要」欄1行目1文字目ないし36文字目，5行目31文字目ないし最終文字，4頁調査内容8の1行目見出し，調査官意見1行目見出し (2) 2頁調査内容1ないし3の各1行目見出し（3の括弧書き内1文字目ないし12文字目を除く。）
	④ 3頁及び4頁の調査内容7	2号イ，6号柱書き	3	3頁1行目見出し，4頁1行目3文字目，4文字目，3行目ないし7行目

			き		
		⑤ ①ないし④を除く部分	新たに開示	—	—
文書2	改修工事内容（乙第10号証）	全て	新たに開示	—	—
文書3	化学物質濃度測定結果等（乙第11号証）	全て	2号イ, 6号柱書き	4	1頁及び3頁各1行目標題
文書4	MSDS及び組成表（乙第12号証）	① 2頁ないし4頁の法人印影	2号イ	—	—
		② a ①を除く部分（②bを除く。）	2号イ, 6号柱書き	5	1頁全て（備考欄記載部分2行目10文字目ないし最終文字, 3行目9文字目ないし16文字目, 4行目6文字目ないし5行目14文字目及び6行目9文字目ないし最終文字を除く。）、2頁及び3頁全て（表（表頭を除く。）を除く。）、4頁全て
		② b 5頁ないし14頁	更に開示	—	—
文書5	実験報告書（乙第13号証）	① 2頁法人印影	2号イ	—	—
		② ①を除く部分	2号イ, 6号柱書き	6	1頁2行目, 2頁2行目, 4行目, 10行目, 3頁1行目, 2行目1文字目ないし22文字目, 4行目27文字目ないし6行目6文字目, 15文字目ないし18文字目, 12行目, 13行目3文字目ないし14行目4文字目, 16行目3文字目ないし17行目, 22行目14文字目ないし26行目24文字目
文書6	医師意見書（乙第14号証）	① 1頁医師の職氏名及び印影, 被災労働者の氏名及び生年月日, 監督署受付印日付部分, 2頁医師職氏名, 「傷病名」欄, 「労働者の氏名, 年齢」欄氏	1号	—	—

	名及び数字部分, 「労働者の住所」欄, 「労働者の職種」欄, 「負傷・発病年月日」欄数字部分			
	② a 1頁本文(② bを除く。) ② b 1頁本文1行目ないし7行目, 12行目ないし14行目 ② c 2頁「依頼事項」欄	1号, 6号柱書き	7	1頁意見書本文1行目ないし2行目24文字目, 9行目36文字目ないし10行目12文字目, 23文字目ないし11行目4文字目, 23文字目ないし最終文字
	③ ①及び②を除く部分	新たに開示	-	-

(注) 1 審査請求人は, 文書1①, 4①, 5①及び6①の開示を求めている。

2 文書4②bは, 諮問庁が更に開示するとした部分である。